

## 「法曹養成教育の勘所」…東北大学法科大学院と私

官 澤 里 美

### 1 序

平成 16 年 4 月に東北大学法科大学院の教授に就任し、令和 5 年 3 月まで 19 年間、法曹倫理やリーガルクリニック等の講義等を担当してきました。私が弁護士になったのが昭和 61 年 4 月なので、弁護士人生の半分は東北大学法科大学院での法曹養成教育に関わってきたことになります。

就任当初は 10 年位務めたら後任弁護士に引継ぐことになるだろうと思っており、こんなに長くなるとは想定外でした。しかし、自分としてはあっという間のことで、退任してから計算してみたら 19 年にもなっていたのかと驚いております。

法科大学院だけでなく司法修習にも長く深く関わってきていましたので、この機会にその感想と私なりに体得した法曹養成教育の勘所を書き留めたいと思います。なお、意見や感想にわたる部分は私の個人的なものです。

### 2 私が法曹になった理由

私は、昭和 54 年の冬、東京大学法学部の民事訴訟法の講義で、三ヶ月章先生から「プロフェッションとは、高度の学識・技能で人々の悩みを解決して公益に奉仕する職業、具体的に言えば、医師と聖職者と法曹のことであり、医師は肉体的な悩みを解決する、聖職者は精神的な悩みを解決する、法曹は社会構成員間の紛争を解決する、というように何らかの形で人間のもつ

「法曹養成教育の勘所」…東北大学法科大学院と私

悩みの解決に奉仕する職業。法曹になるには司法試験に合格しなければならないが、予習して授業を聴いて復習するという王道を貫けば合格に至るもの。」と熱く語られ、その直後のちょっとした病気で通院した際の医師の対応でプロフェッションとはこういうことかと体感し、プロフェッションである法曹になろうと決意しました。その後、本気で勉強して少し時間はかかりましたが昭和58年10月に司法試験に合格し、昭和61年4月に弁護士となり法曹を天職と感じながら現在に至っています。

### 3 講義やセミナー等との関わり

講義やセミナーの講師が苦手な人もいますが、私は以前から講義等で教えるのが好きでした。

どうしたら退屈しないで聴いてもらえるか、理解してもらえるか、楽しんでもらえるか等を考えながら工夫し、受講生に受けるのは快感でもありました。単に知ったかぶりをしたいだけではないかと思うこともありますが、受講生にも喜んでもらえて受講生のためにもなっているのであり、双方にとって良いことだろうと思っています。

そんなわけで、弁護士になりたての頃から、講義やセミナーを頼まれれば引受けてきており、専門学校やいろいろな企業、団体等から依頼され、1～2時間の単発のものから合計30時間前後の連続のものまで引受け、弁護士になって5年目頃からは年間200時間位の講義やセミナーを最近まで担当してきていました。

そのような講義やセミナーのほとんどは、法律を本格的に勉強したことの無い方々に法の基礎から実務まで具体例をあげながらわかりやすくお話しするというものでした。

また、中学生の職場訪問を受入れ、弁護士の仕事や司法制度を話すことも行ってきていました。

司法修習生や弁護士向けのセミナー、裁判官や書記官の研修の講師を依頼されることもあり、そのような場合は実務的な勘所を法曹のやりがいを交えて語り、良い法曹を増やしたい、司法制度を良いものにしていきたいという思いで担当してきていました。

#### 4 法科大学院設立直前までの関わり

私は、平成13年、日弁連の法科大学院設立・運営協力センターの委員、仙台弁護士会の法科大学院検討特別委員会の委員に任命され、その後、法科大学院の設立・運営に深くかかわるようになりました（日弁連は協力センター、仙台弁護士会は検討委員会と、ネーミングに法科大学院に対する温度差が感じられますが）。

それ以前は、法科大学院設立の動きがあることは知ってはいましたが、どうなっているのか等は詳しくは知りませんでした。

しかし、東北大学の法学部では法科大学院の準備が進んでいたようで、平成12年に実験的な演習として「民事裁判実務演習」の講師の依頼を受け、2人の弁護士を誘って平成12年後期と平成13年後期に同演習を担当しました。

どのような演習にするかいろいろと考えた末、法曹会から出版されていた司法研修所の教材「民事訴訟第一審手続の解説…事件記録に基づいて」の一部を手続の進行に合わせてコピーして配布し、私を含めた3人の弁護士が原告代理人の立場、被告代理人の立場、裁判官の立場から分担して講義を行うこととし、訴状の作成、答弁書の作成、争点整理、尋問メモの作成、和解の実演、判決起案等を受講生に行ってもらった上、実務的な解説・議論を行いました。この演習を受講して法曹をめざし弁護士や裁判官になった人もいましたので、意義はあったと思っています。

## 5 東北大学法科大学院の教授への就任

前記のような縁もあり、私は、平成16年4月、東北大学法科大学院の教授に就任し、法曹倫理のうちの弁護士倫理の部分、エクスターンシップ、リーガルクリニックを担当することになりました。

日本で法科大学院制度がスタートした最初の年で前例のない初めての講義・演習であり、当初はどのような内容にしたらいかが悩みましたが、前記のような日弁連のセンター等での意見等を参考にしながら知恵を絞り試行錯誤で行ないました。

なお、私は、平成16年5月～平成21年4月、独立行政法人大学評価・学位授与機構の法科大学院認証評価委員会の専門委員を日弁連推薦で務めました。各法科大学院がきちんとした教育を行っているかどうか、学生の成績評価もきちんと行っているかどうか等を書類調査や現地調査により認証評価する委員なのですが、各法科大学院から提出された書類を読み込み、実際に法科大学院を訪問・調査するのは大変でした。しかし、講義等についての工夫等を知ることができ、特にエクスターンシップについては参考になりました。

## 6 実務家教員が法科大学院で教える意義

法科大学院では一定数の実務家教員が講義等を担当することが必要とされています。

法科大学院は、プロセスとしての法曹養成制度の中核であり、理論と実務の架橋となるため弁護士や裁判官・検察官の実務家教員が必要とされたわけです。

実務家教員は、法律が実務でどのように使われているのか自分の体験を交えて講義することになり、学生は、その法律の実務での活かされ方と学ぶ必要性を実感し、その法律を学ぶ意欲が高まることになります。また、実務で

は幅広い法律が関わってくることを知り、司法試験の受験科目以外の法律の勉強も必要であることを感じるようになります。

実務家教員は、法曹としてのやりがいも熱く語る人が多いと思いますので（私は多かった）、学生は、早く法曹になりたいと思い勉強への意欲が増すことになります。

実務家と研究者が一緒に講義等を担当することもあり、研究者は、実務でどのようなことが問題となっているか知り研究に繋げる、実務家は、実務で悩んでいることの法的裏付けをもった解決策の示唆を得る機会になることもあったと思います。私は、実際に実務で悩んでいることを守秘義務等に反しないように注意しながら講義等で話題にし、研究者や学生の発言で解決に至ったことがありました。

弁護士である私は、裁判官や検察官である他の実務家教員との一緒にの講義等により、裁判官や検察官はそう考えているのかと知ることもあり、その後の実務や講義に活かすこともできました。

なお、私は、会社法の演習にもぐりこませてもらい、自分が勉強させてもらえるという役得もありました。その演習の受講生は、当初はなぜ私が受講生の席にいるんだと訝しく思ったようですが。

## 7 法科大学院での講義等の工夫

実務家教員である私は、実際に弁護士として取扱った事例を守秘義務等に反しないように加工して学生に質問を投げかけ、法律が実務でどのように使われるのか知ってもらうとともに、理解を深めてもらうよう工夫してきました。

また、法曹倫理は司法試験の科目ではありませんが、弁護士倫理は弁護士になれば一生注意しなければならないものですので、例えば次のように格言化して講義し、頭に刻み込ませるように工夫しました。格言作成をお正月休

「法曹養成教育の勘所」…東北大学法科大学院と私  
みの課題として提出させ、その副産物として「弁護士倫理の勘所」の出版に  
まで至りました。なお、その印税の学生への還元として、学生がくつろぐ法  
科大学院のコモンルームに電動マッサージチェアを寄贈しました。愛用され  
て既に壊れて撤去されていますが。

(1) 『まめな連絡，トラブル防止！』

依頼者は、自分の事件がどうなっているか気を揉んでいるんです。弁護士  
会には弁護士に対する苦情を受け付ける市民窓口があるんですが、弁護士に  
対する苦情で多いのは、態度が横柄、仕事が遅い、連絡が無い なんです。

態度が横柄、仕事が遅いなんていうのはもってのほかですが、仕事をキチ  
ンと行っているのに、キチンと連絡しないと依頼者はわからないから気を揉む  
んですね。連絡しないで外食すると妻にも怒られますからね。そこで、格言  
『まめな連絡，トラブル防止！』。

(2) 『何事も，大切なのは別れ方！』

弁護士は、暴力団等の恐そうな相手との交渉も大変なときがありますが、  
むしろ神経を使うのは、相手方との関係より依頼者との関係なんです。

受任するときに見通しの説明が甘かったり、報酬の説明をキチンとしてい  
なかつたりすると、依頼者から「初めの話しと違うじゃないか！」と責めら  
れたり、「そんな話しは聞いてない！」と報酬を貰えなかつたりして辛い思  
いをするようになるんです。それで、職務基本規程の中には依頼者との関係  
についての規程が多いんです。よく読んで注意して下さいね。

それでも依頼者との信頼関係が失われてしまったときは、預かった物の返  
還や金銭の清算等をキチンと行って綺麗に別れるのが大切なんです。別れ方  
をしくじると苦勞するのは男女関係と一緒にです。実は契約書のチェックポイ  
ントも、トラブルが生じたときに綺麗に別れられるような条項になっている

かなんです。いいですか、『何事も、大切なのは別れ方！』ですからね。

## 8 短期間での法曹養成への疑問

法科大学院の設立当初、法律の未修者を3年で司法試験に7割合格するレベルにして卒業させるとの制度設計でした。

しかし、私の実体験からすると、法律の講義を受け出した当初は、法律やその教科書は日本語で書かれてはいるもの外国語で書かれているような感じで、民法総則の本を予習のため1p読むのに30分位の時間を要した記憶です。だんだんと読むスピードは速くなってきますが、その法律を理解できるようになるには時間を要します。

また、特定の法律の単位を取ったとしても、他の法律も理解できていないと紛争の解決にその法律を使えこなせないことが多いです。いろいろな法律を勉強して理解が深まって全体がわかるようになり、法曹として法律を使いこなせるようになったと思います。

私が司法試験に合格したのは昭和58年ですが、当時は合格者は約500人で司法修習の期間は2年でした。その後、合格者を政策的に増やしていったのですが、司法修習の期間は1年6月、そして1年と短くされていきました。

合格者を増やすということは多少合格レベルを下げるということであり、むしろ司法修習の期間を長くするというのが理に合うように思うのですが…。

法曹養成にはある程度の時間が必要。そんなに急いでどこに行く。と思うのですが、世の中すべてが時間短縮の風潮でどうにもなりません。

## 9 答案練習の必要性

法科大学院の設立当初、法科大学院で答案の書き方を指導するようなこと

「法曹養成教育の勘所」…東北大学法科大学院と私

は禁止されていました。法科大学院は、プロセスとしての法曹養成制度の中核であり、司法試験の予備校ではないという発想だったと思います。

確かに、法科大学院での講義等は、司法試験に合格することを最終目的としているものではなく、良い法曹を養成していくために行われるべきものだと思います。法律の勉強を試験に合格するために行うのでは無味乾燥、答案に書きやすい法律解釈を選択するなどというのであれば本末転倒です。法的トラブルの予防・解決のために必要不可欠だから法律を勉強する、どのような解釈が妥当な解決に繋がるかを考えるのであれば、俄然楽しくなってきます。

司法試験合格のために特化して答案の書き方を指導するのは邪道だと思いますが、読み手に納得してもらえるような文書を書けることは法曹となっても大切な能力です。試験の答案も、裁判所に提出する書面も、必要なことは書けているが無駄な記載はなく簡潔で、何を言いたいのか明瞭で、そして読み手に納得してもらえる、簡潔・明瞭・納得が大切と学生や若手弁護士に教えてきています。

そのような文書を書ける力を養うため、答案練習は必要なものだと思います。司法試験の合格にも繋がりますし。

## 10 余談…教授を務めた感想

### (1) 試験の採点が大変

試験は基本的には論文形式となりますが、自分が大学生のころの経験（40年以上前ですが）からすると、採点・成績決定はアバウトなもので学生からのクレームは考えられませんでした。しかし、現在は、しっかりした採点基準が求められ、辛くすれば（適正に採点しても学生が辛いと思えば）学生から正式な異議申立としてクレームを受けることもあります。

だからといって甘くすれば、前記の認証評価の際、なぜ不可ではなく可な

のかと指摘されクレームを受けることとなります。

どちらからクレームを受けても説明できるように採点する、特に可と不可の境界近くの答案の採点は、神経を使い大変でした。もっと勉強して採点に神経使うような答案にするなよと思ってしまうこともありました。試験と採点がない講義ならば楽なのに…。

## (2) 教授は行政事務も大変

大学教授は、自分が大学生のときに三ヶ月章先生から聞いた話から自分の研究だけでなく学生への授業が大切な仕事であることはわかっていたのですが、教授会（運営委員会）に参加してみて驚いたのは、入学試験や文科省等に提出する書類作成等の各種の行政事務が多いこと。私は非常勤なので大した負担なく済みましたが、これでは研究や授業準備の時間を確保するのが大変だと感じました。

そういえば、三ヶ月章先生も、講義のなかで法学部長時代は研究の時間が確保できず大変だったと言っていたことを思い出しました。

## (3) 研究室をもらえず残念

私は、実は、教授になれば法科大学院内に研究室のような個室をもらえるものと思い込んでいたのです。東北大学法科大学院は自分の法律事務所よりも裁判所に近いので、裁判の合間等はその個室で仕事をしようなど思っていたのです。しかし、施設案内の初日、非常勤の教授は大部屋の控え室であることを知り落胆し、動揺が顔に出ないように苦勞してしまいました。冷静に考えれば、非常勤に個室を与えるようなことが有り得ないことだとわかりそうなものを…

## 11 東北大学法科大学院と法曹養成

私の個人的な感想なのですが、東北大学法科大学院の設立当初は、東北大学と仙台弁護士会との間には多少の距離があったと感じていました。

東北大学側は、法科大学院への弁護士会からの干渉をあまり好んでいないのではないかとの印象を持っていました。仙台弁護士会側は、法科大学院による弁護士人口の増加を警戒している会員が相当数いると感じていました。

しかし、その後、東北大学法科大学院が弁護士等の実務家向けの講義を開始し仙台弁護士会の会員も受講する、東北大学法科大学院の卒業生が弁護士になって仙台弁護士会に入会し、東北大学法科大学院の学生の勉強の手伝いをする、エクスターンシップの学生を受入れてくれる、司法修習生の指導を担当してくれる、さらには実務家教員になるようになってきており、最近では、東北大学法科大学院と仙台弁護士会との関係は、その地域に根ざした法曹養成にとって望ましい関係になってきていると感じています。

裁判官や検察官になった卒業生も東北大学法科大学院の学生の指導に協力的であり、東北大学法科大学院は、プロセスとしての法曹養成の中核として良い回転に入ってきているのではないかと感じています。

## 12 法曹養成教育の勘所

勉強は、勉強させようと思うとなかなかしてもらえません。勉強しろと言いつ過ぎると勉強が嫌いになってしまい逆効果です。

しかし、本来、勉強は、知らなかったことを知ることになるわけで、クイズのようで面白い、楽しいものだと思います。そこで、勉強を教えるのではなく、勉強の面白さ、楽しさを教えると、放って置いても自ら勉強するようになり効果的です。

ですから、法曹養成教育の勘所は、法律の勉強の面白さ、法曹のやりがいや楽しさを教えることだと思っています。

私は、法曹を天職だと思っており、令和5年3月の東北大学法科大学院の運営委員会（教授会）で教授退任の挨拶をさせてもらった際、「生まれ変わっても法曹になりたいと思う」と言いました（いろいろなどろで言ってきたことなのですが）。しかし、その直後ふと思い至り愕然としたのが、生まれ変わった私は、記憶等はリセットされているわけで、法曹になりたいと思わせてくれる三ヶ月章先生のような先生に出会えるだろうかということです。

私の長男は、幼稚園で父親の仕事を聞かれて弁護士と答えたところ、幼稚園の先生から、弁護士とはどんな仕事かと聞かれたそうです（幼稚園生にそんな難しいこと聞くなよと思いましたが）。それに対し長男は、「喧嘩をしている人を仲直りさせる仕事」と答えたとき、私は、弁護士の仕事をよく理解しているなと感心しました。

弁護士の仕事は、法律を使って勝つことではなく、法律を使って紛争を解決することです。紛争の解決・紛争の予防が大切なのであり、紛争を解決できるのであれば法律を持出す必要はないのです。法律を使って紛争を起こしてしまうなどということは、あってはならないことです。裁判官は、法律を使って判決という形で紛争を解決すること、検察官は、悪質な紛争である犯罪に刑罰というペナルティを科すことを求め、犯罪という紛争を予防することが仕事であり、法曹は、いずれも、法律を使って、もしくは法律を背景として、紛争の予防・紛争の解決を行うのが仕事なのです。

法律は、紛争で相手を打ちのめす道具ではなく、紛争を暴力や武力で解決するようなことにならないように、紛争を予防する、紛争を妥当と思われるところで解決する道具・ルールなのです。法律は、紛争の予防や紛争の妥当な解決のために、どのような解釈を行うとよいのか、どのような条文にするかとよいのかと考えて勉強・研究すべきだと思うのです。そうすれば、法律の勉強は、とても面白く楽しいものになっていくと思うのです。

そのようなことを、法律の研究者や実務家が学部の時代から学生に語って

「法曹養成教育の勘所」…東北大学法科大学院と私

いくことが、良い法曹や研究者を養成していく勘所ではないかと思っています。さらに広げれば、世界中の法律の研究者や法曹がそのような考えになってくれば、紛争や戦争の少ない平和な世の中に繋がるのではなかと考えています。

以上